

広島県教育委員会会議録

令和 7 年 1 2 月 2 4 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和7年12月24日（水） 13：00開会

15：43閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	小田原	希美
	河田	一実

2 出席職員

教育次長	江原	透
管理部長	糸崎	誠二
学びの变革推進部長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
総務課長	永井	匠
秘書広報室長	竹森	潤一
教職員課長	藤井	典之
施設課長	渡辺	誠一
文化財課長	坂光	秀和
教育支援推進課長	桑原	智津子
義務教育指導課長	松尾	真理
高校教育指導課長	小野	裕之
特別支援教育課長	林	香
豊かな心と身体育成課長	沖本	勝豊
生涯学習課長（兼）乳幼児教育支援センター長	山内	領二

審議案件一覧

- 第 1 号 議案 令和 7 年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について
- 第 2 号 議案 教職員人事について
- 第 3 号 議案 広島県文化財保護審議会委員の任命について
- 報 第 1 号 令和 7 年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について
- 報 第 2 号 教職員人事について
- 報告・協議 1 広島県教育委員会における障害者の雇用状況について
- 報告・協議 2 教職員人事について
- 報告・協議 3 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について
- 報告・協議 4 令和 8 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について
- 報告・協議 5 令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について

公 開 審 議 案 件

			頁
日程第 1	会議録署名者について		1
日程第 2	報 第 1 号	令和 7 年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	1
日程第 3	報告・協議 1	広島県教育委員会における障害者の雇用状況について	5
日程第 4	報告・協議 3	公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について	7
日程第 5	報告・協議 4	令和 8 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について	8
日程第 6	報告・協議 5	令和 7 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について	9

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、小田原委員及び河田委員を御指名申し上げますので、御承諾お願いいたします。
本日の会議議題はお手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は表彰者の選考に関する案件であり、第2号議案及び報第2号及び報告・協議2は個別の人事に関する案件であり、第3号議案は委員の選考に関する案件であり、また、報第1号のうち個人情報に関する部分は審議は非公開が適当ではないかと思いません。

篠田教育長： ほかに御意見はありませんか。
それでは、ただいまの細川委員の発言について採決いたします。
第1号議案の令和7年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、第2号議案の教職員人事について、第3号議案の広島県文化財保護審議会委員の任命について、報第1号の令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見についてのうち個人情報に関する部分、報第2号の教職員人事について、報告・協議2の教職員人事について、公開しないということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議案は、第1号議案、第2号議案、第3号議案、報第1号のうち個人情報に関する部分及び報第2号を公開しないで審議することといたします。

報第1号－1 令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につ

いて

篠田教育長： それでは、報第1号、令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について審議いたしますが、複数ありますので、第1号議案の1から4に分けて、それぞれ説明をいただき、採決を採りたいと思います。

なお、個人情報に関する部分の第1号議案の4については、非公開となります。

それでは、第1号議案の1について、永井総務課長、説明をお願いします。

永井総務課長： それでは、私からは報第1号について、御説明をいたします。
令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、12月3日付で知事から意見を求められました。

しかしながら、教育委員会会議を招集する時間がないと認められたため、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定により、12月9日付で教育長が臨時に代理し、同意する旨を回答しております。

本日は、その内容を報告し、承認をお願いするものでございます。

承認をお願いする議案は、資料表紙の「2 臨時に代理した事項」のとおり、3件ございます。

初めに、第1号－1、令和7年度教育委員会関係補正予算について、御説明をいたします。

1 ページを御覧ください。「1 令和7年度一般会計補正予算」に係る要求内容につきましては、下段の点線囲みのとおり、2点ございます。

1点目は、学校給食等負担軽減事業で、食材価格が高騰する中においても、栄養バランスや量を保った学校給食を実施するため、米飯の価格上昇分を支援するもので、これに要する経費として、1,000万円余を増額するものでございます。

2点目は、人事委員会勧告などを踏まえた職員の給与改定に伴う経費として、38億6,900万円余を増額するものでございます。

これらの要求により、「(1)歳入」については、教育委員会計のとおり8億5,800万円余の増額となり、補正後の歳入予算額は442億5,300万円余となっております。

また、「(2)歳出」につきましては、教育委員会計のとおり、38億8,000万円余の増額となり、歳出予算額は1,687億4,500万円余となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。「2 令和7年度高等学校等奨学金特別会計補正予算」に係る要求内容につきましては、中段の点線囲みのとおり、会計年度任用職員の給与改定に伴う経費として、24万1,000円を増額することとしております。

この要求により、「(1)歳入」、「(2)歳出」とともに24万1,000円の増額となり、補正後の予算額は6億7,100万円余となっております。

以上の内容につきまして、関係課が確認し、内容に問題がないことから、教育長が臨時に代理し、12月9日付で同意する旨の回答をしております。

説明は以上でございます。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございます。必要な経費がきちんと確保できてると思うんですが、この学校給食等負担軽減事業について、お米の価格だけになっているんですけども、いろんなものが高騰していると思うんですが、それは別の予算でもう補填済みで、これはお米だけっていうことになるんですか。

永井総務課長： そうですね。米飯の上昇分だけです。他の食材につきましては、例えば肉であれば安い食材への転換ということは可能であるんですが、本年度に入って比較的、そんなに上昇していないので、既定の予算内で対応できるというところで、今回は米飯価格の上昇分だけ補助することにしております。

志々田委員： よく分かりました。

細川委員： 御説明ありがとうございました。基本的なことをお伺いしたいんですけども、学校給食振興費という名目の中には、大体、何が含まれているんでしょうか。食材に限っているのでしょうか。

糸崎管理部長： 下の括弧書き、先ほど総務課長から説明ありました学校給食等負担軽減事業が、ここに振興費として説明であげてある額なんですけれども、先ほど説明させていただいたとおり、米価が11月から高騰しております。そこに対する補助をここで、米価上昇分について、お米だけに限って支援する額としてこのたび補正予算で計上しているということでございます。よろしいでしょうか。

細川委員： すみません、学校給食に関わる費用というのはいろいろあると思うんですけども、例えば人件費とか、あと、機器、機材代とか光熱費とかあると思うんですけども、ここでは米飯の価格上昇分というふうに御説明いただきましたが、そもそも学校給食振興費というのはどういうような名目のものが含まれるのかお聞きしたかったということです。

沖本豊かな心と身体育成課長： すみません、予算案の中で細分化されて、学校給食振興費でございますが、その中の内訳、今、ちょっと確認中でございますけれども、基本的にそういう食材費は保護者の方に受益者負担として負担していただいております。学校では学校給食衛生管理基準に基づいて保存食を保存する、そういった経費が含まれているということでございます。

細川委員： ありがとうございます。いろいろな経費がかかりますので、その中で今回は米飯の部分の価格上昇というふうに御説明いただきましたが、ほかのものもいろいろ上がっていきまして、その辺のところも補正の中に含まれるべきではないかなというように感じましたので、お聞きをしました。ありがとうございます。

中村委員： 私もちっと基本的なことで、何度かお聞きをしたような気もするんですが、この種の補正、歳入と歳出があるわけですが、歳出は38億8,000万増えてて、歳入は国庫支出金が8億5,800万が増えてるわけですが、残りの30億ぐらいはどこからなんですかという、ちょっとバランスしてあるのが気持ち悪く、資料の出し方の問題だと思うんですが、どうということなんでしたっけ。

永井総務課長： 残りの30億につきましては一般財源になります。

中村委員： そっちのほうで手当ができるということですね。

永井総務課長： はい。

中村委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案承認いただける方については、挙手お願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報第1号-2 令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につ

いて

篠田教育長： 続きまして、報第1号の2について、引き続き、永井総務課長、説明をお願いします。

永井総務課長： それでは、続きまして、資料の25ページを御覧ください。

第1号の2、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」及び「市町立学校職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例及び県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案」についてでございます。

これは、人事委員会勧告等を踏まえ、職員の給与に関する条例等の一部を改正するものでございます。改正の主な内容といたしましては、5点ございます。

まず、「(1) 令和7年4月の公民較差に基づく給与改定」につきましましては、2.97%の公民較差を解消するため、職員の給与表を改定し、給料月額を引き上げるとともに、期末勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。

「(2) 特別職の期末手当の改正」につきましても、特別職の期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。

続きまして、「(3) 宿日直手当の改正」につきましましては、この手当の支給限度額を引き上げるものでございます。

以上、3点の改正につきましましては、下段の「3 施行期日等」のとおり、令和7年4月1日に遡って適用されます。

次に、「(4) 教員給与の見直し」につきましましては、国の法令改正などを踏まえまして、主な改正点が5点ございます。まず、1点目が教職調整額を給与月額の4%から10%へ段階的に引き上げるもので、2点目は教職調整額の引上げに伴い、校長・教頭の給料月額への加算額につきましても段階的に引き上げるものでございます。3点目は多学年学級担当手当等を廃止するものでございます。4点目は義務教育等教員特別手当の上限額を8,600円に引き上げるものでございます。5点目は教員特殊業務従事員の特殊勤務手当を8,000円に引き上げるものでございます。これらの改正につきましましては、施行期日が令和8年1月1日となります。

最後に、「(5) 通勤手当の見直し」につきましましては、令和7年広島県人事委員会勧告を踏まえ、主な改正点が2点ございます。1点目は自動車等の使用者に対する通勤手当について、距離区分を最大122キロメートルまで拡大し、手当額を引き上げるもの、2点目は駐車場利用に係る通勤手当の限度額を5,000円に引き上げるとともに、支給額を1か月当たりの駐車場等料金の額の2分の1に相当する額とする取扱いを廃止するものでございます。

これらの改正につきましましては、施行期日が令和8年4月1日となります。

以上の内容につきましまして、関係課が確認し、内容に問題がないことから、教育長が臨時に代理をし、12月9日付で同意する旨の回答をしております。

説明は以上でございます。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。聞き慣れない単語が多いので、お聞きしたいと思うんですが、まずは、多学年学級担当手当というのはどんなものがあるか、もう一つは、教員特殊業務従事員の特殊勤務って何なのかというのを教えてください。

藤井教職員課長： 多学年学級手当につきましましては、小・中、義務教育学校の2以上の学年で編制される学級、多学年学級を担当する教諭、助教諭、講師で、次のものに上げるものを支給され

るということで、特別支援学級の担任を除く、多学年学級における担当時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者、あるいは、担当時間数が週当たり10時間に満たない者といったような除外規定がありますが、複式学級の担任になります。

それから、特殊勤務手当は、学校管理下において行われるもので、例えば部活動であったり、あるいは対外行事の引率、例えば修学旅行とか、災害対応といったようなものに対応する手当でございます。

志々田委員：ありがとうございます。これらの業務について、国の基準が変更になっているので、今回、県としてもそれに準じて変更するという理解でよろしいでしょうか。

藤井教職員課長：そのとおりでございます。

志々田委員：ありがとうございます。

河田委員：先ほどの話の続きなんですけど、大体引き上げているのに、このウの多学年学級手当だけが廃止というのがちょっと気になるんですけど、何か今聞いた限りにおいたら、それなりに幾つかの学級を見るものを廃止するというのは、これは何か理由があるんでしょうか。

藤井教職員課長：この多学年学級手当の廃止につきましては、廃止という言葉が目立ちますけども、別の手当、義務教育等教員特別手当に一本化するということになります。

河田委員：それであればいいと思います。

糸崎管理部長：すみません、今、教職員課長から説明ありました義務教育等教員特別手当っていうものがこれまでもありまして、その支給額、給与月額約1.5%相当っていうふうになってたものが、このたびの見直しで1%程度に、ちょっと0.5パー下がりますが、これに合わせて現行では学級担任に対する加算ってなかったんですけど、そこに対して、学級担任を持つ場合には、その部分について月額3,000円を支給するというのが新たに加算され、こういう一体的な義務教育等教員特別手当っていう仕組みの改正に合わせて、ただいまの多学年学級担当手当が今回廃止されたというふうに理解いただければと思っております。

河田委員：分かりました。

篠田教育長：よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

小田原委員：結局、トータルで見たら対象者の給与は増えるのか減るのかでいうと、どちらになるんでしょうか。

藤井教職員課長：このたびの給特法の改定につきましては、教職調整額というものが4%から年次で10%まで上がっていくというような、まず、ここが大きく変わって、トータルでは収入は増えるということになります。

小田原委員：ありがとうございます。

篠田教育長：よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案に賛成の方は、挙手でお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長：ありがとうございます。全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報第1号-3 令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につ

いて

篠田教育長：続きまして、報第1号の3について、引き続き永井総務課長、説明をお願いします。

永井総務課長：続きまして、資料の94ページをお願いします。

第1号の3、「広島県高等学校等奨学金の債権に係る権利の放棄」についてでございます。

これは、債務者の免責決定などにより、今後、徴収見込みのない債権につきまして、権利を放棄するものでございます。

該当の債権は、債務者1名に対し貸し付けた、広島県高等学校等奨学金の償還金であり、債権額は26万1,000円でございます。権利を放棄する理由といたしましては、債務者

は自己破産により免責決定され、また、連帯保証人は死亡、連帯保証人の相続人は相続放棄又は自己破産により免責決定されたことから、債務者、連帯保証人、相続人のいずれも不存在となったことによるものでございます。

以上の内容につきまして、関係課が確認し、内容に問題がないことから、教育長が臨時に代理をし、12月9日付で同意する旨を回答しております。

説明は以上でございます。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いします。

それでは、以上で本件の質疑を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報告・協議 1 広島県教育委員会における障害者の雇用状況について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議に移ります。

広島県教育委員会における障害者雇用の状況について、永井総務課長、説明をお願いします。

永井総務課長： それでは、報告・協議 1、広島県教育委員会における障害者の雇用状況について、御説明をいたします。

1 ページを御覧ください。令和 7 年 6 月 1 日現在の「障害者の雇用状況」につきましては、表の実雇用率のとおり 2.8%であり、法定雇用率である 2.7%を 0.1ポイント上回っている状況でございます。

次に、2 ページの「3 これまでの取組状況」を御覧ください。

まず、「(1) 教職員としての採用」につきましては、教職員採用試験につきましては令和元年度から、行政職員採用試験につきましては令和 2 年度から、それまでの身体障害者に加え、精神障害者、知的障害者を対象とした試験を実施してきております。

「(2) ワークサポートステーションの設置とそのスタッフ」につきましては、平成 30 年度にワークサポートステーションを設置するとともに、教育委員会事務局については平成 30 年度から、西部教育事務所などの地方機関や図書館などの教育機関につきましては令和元年度から、「ワークサポート職員」として雇用配置しているところでございます。

「(3) 学校事務アシスタント」につきましては、令和元年度から全県立学校において雇用・配置しており、教職員の業務補助や校内環境整備などの業務に従事しており、学校現場における働き方改革の一助になっているところでございます。

最後に、「(4) 今後の予定及び対応」についてでございます。令和 8 年 7 月 1 日からは、法定雇用率が 2.9%に引き上げられることから、引き続き、ワークサポート職員や学校事務アシスタントの配置拡充に取り組むことにより、法定雇用率を達成していきたいというふうに考えてございます。

また、あわせて、就業の定着を図るとともに、働きやすい環境整備にも努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

河 田 委 員： 教職員としての採用というのは、何名ぐらいで、どういった障害の方が教員として採用されているのが多いかというのが、もしお分かりで、差し支えなかったら教えてください。

永井総務課長： 教職員としての採用につきましては、令和元年度からの合計で 9 名の方を採用しております。障害種別につきましては、個人の特定につながるおそれがあることから、公表は差し支えることとしております。

河 田 委 員： 教職員としてというところが一番のみそだだと思います。なかなか難しいんだろうと思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

- 細川委員： 御説明ありがとうございました。以前からこの障害者の雇用率の御報告をいただくところで、今、県教育委員会でお仕事していただいている中で、障害をお持ちだけでも、その報告を受けてないといいますが、障害者として登録されてないという方もいらっしゃるんじゃないかっていうことで、一度、お伺いしたことがあったんですが、その辺のところの、障害をお持ちの方の把握はできているのでしょうか。
- 永井総務課長： 把握につきましては、これまで電子メールであるとか、そういったところで把握していただんですが、例えばオプションとして、電子申請システムなどを使ったりすることによりまして把握に努めておりまして、令和6年〔の集計地点では〕8名だった方が、今回の令和7年度の集計地点では11名になるなど、そういった把握の拡充というのは努めているところでございます。
- 細川委員： ありがとうございます。引き続き、新しく県教育委員会でお仕事される方についても、障害をお持ちなのに、障害を持っているという把握がされていないと、せっかくお仕事していただいているのに、法定雇用率に反映されないのが、把握をお願いしたいと思います。もう1点は、以前、広島西特別支援学校様に学校訪問に行かせていただいたとき、卒業生がそのまま就職をしてくれて、そのことが在校生にとってすごく励みになっているようで、後輩も引き続いて、是非県教育委員会で働きたいと考えることもあると思います。そういうような、広島西に限らず、各特別支援学校での学校で働きたいという生徒の就職についても、御配慮いただければと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。
- 永井総務課長： 毎年、総務課の職員が学校を訪問して、実際に障害者の雇用について状況を把握しているところなんですが、今年度、訪問した学校の中にも、卒業生が実際に学校事務アシスタントとして勤務している学校というのが、これは、三原特別支援学校になりますが、ございます。学校事務アシスタントの本人からは、知っている教職員がいることに加え、慣れている環境なので勤務がしやすいであるとか、周囲の教職員からも、学校事務アシスタントのことを在校生の頃からよく知っており、雇用する上でその方の人柄や性格、あと、適正などを十分把握できているということで安心できるといった意見もございましたので、引き続き現場のニーズや他県の状況等も踏まえつつ、関係課と連携しながら、今後、取組を進めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。
- 細川委員： よろしくお願ひします。
- 中村委員： 教職員としての採用で、令和元年度、2年度から教員や行政職員の採用に精神障害、知的障害を対象とする試験を実施したということなんですが、実際にその採用に至ってまずでしょうか。
- 永井総務課長： はい。実際に採用に至って事務局の中にも勤務していただいています。
- 中村委員： ありがとうございます。それから、学校事務アシスタントとしても雇用されているということですが、学校の特性も生かして、当然、教員の負担を減らすという意味でも、こういうアシスタントを活用していく方向だと思うんですが、一般企業では雇用されにくいとか、活躍してもらおう環境みたいなのが、学校ならでは増えていけばいいんだらうなというふうに思うんですが、今後、現状もそういう工夫をされてらっしゃるのかどうか、是非、これから先、物理的な面なんでしょうかね。何か、なかなかこうだということがないのかもしれませんが、そういう工夫ができればいいなと、今、お聞きしながら思ったところです。
- 永井総務課長： 来年度、また、法定雇用率というものが、現在の2.7%から2.9%に引き上げられるということで、今の前提といいますが、環境そのままだと仮定をしますと、数の上では約11人、更に、新たに雇用しなければならないところになってまいりますので、当然、そのやってもらう仕事の幅であるとか、そういったところも各学校であるとか、うちの中の職場とも連携しながら、そこの雇用確保には努めていきたいというふうに考えています。
- 中村委員： 正に障害者教育もやっている教育委員会関係だからこそ、少しでも先進事例になるようなケースが生まれればなというふうに思うところです。よろしくお願ひします。
- 篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。
- 小田原委員： すみません、今のところにちょっと関連するんですけども、精神障害者や知的障害者の方が教職員として採用された後、普通の教員と同じレベルで勤めてるのか、どういう状況なのかなど。ちょっとなかなか表現が難しいんですけど。
- 永井総務課長： すみません、教職員の状況についてはちょっと把握できておりませんので、また後日、改めて御回答させていただきますのでよろしいでしょうか。

小田原委員： 分かりました。すみません、いや、単純にワークサポートステーションでの雇用とか、事務アシスタントさんよりはレベルの高いお仕事をされているわけで、なかなか表現が難しいんですが、そういうレベルの高いものをどういうふうにならしてらっしゃるのかなというところをちょっと気になったもので、以上です。

糸崎管理部長： 障害の軽重いろいろあるかと思うんですけども、普通に教壇に立って授業をいただいています。通常に授業をされてらっしゃいますし、例えば特別支援学校とかには視力に障害があるけれども、授業をされていらっしゃる先生とか、普通に基本的には授業をいただいているという認識でいいかなと思います、すみません。

小田原委員： 分かりました。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について

篠田教育長： それでは、報告・協議3、公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について、渡辺施設課長、説明をお願いします。

渡辺施設課長： 「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について」御説明させていただきます。

この調査は、文部科学省が例年行っているものでございまして、今年度調査の結果につきまして、12月10日に公表されております。

資料1 ページの2、「校舎などの構造体の耐震化」の下の表を御覧ください。本県の令和7年4月1日現在の調査結果について、学校種別ごとに記載しております。公立小中学校における耐震対策は、令和6年度末に呉市が完了したことにより、100%となり完了となりました。なお、「耐震性がない棟数」といたしましては、公立幼稚園の5棟のみとなっております。

資料2 ページを御覧ください。公立幼稚園の耐震化未完了の市町ですが、(2)に記載のとおり、福山市のみで5棟となっております。福山市の今後の見込みですが、(3)の表に記載のとおり、令和8年度末までに全ての耐震性がない建物について、未使用化され、耐震化が完了する予定でございまして、

なお、該当する幼稚園につきましては、それぞれ統合の上、認定こども園化すると聞いております。

資料3 ページの3、「屋内運動場等のつり天井等の落下防止対策」を御覧ください。

表の一番下、合計欄に記載のとおり、つり天井を有する20棟のうち、対策実施済みの棟数は17棟となっております。対策が未実施の3棟は、三次市の小学校で2棟、広島市の特別支援学校で1棟となっております。小学校は令和8年度末までに、特別支援学校は令和7年度中に対策が完了する予定であると聞いております。

最後に、4「屋内運動場等のつり天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策」を御覧ください。

その表に記載しておりますとおり、公立小中学校668校全ての学校において、耐震点検は実施されておりますが、耐震対策の実施率は小・中学校で52.7%、幼稚園で34.3%となっております。この要因といたしましては、校舎などの構造体の耐震化を優先してきたことや小中学校の適正配置計画、統廃合などを踏まえまして対策を実施していく必要があることなどが上げられております。今後とも関係市町に対し、構造体の耐震化予定年度に向けた進捗状況を確認するとともに、非構造部材の耐震対策についても働きかけてまいりたいと思っております。以上でございまして、

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 建物自身の耐震強度、それから、つり天井、最も危ないとされているものについては、ほぼほぼめどが立ったということで一安心と思っております。この次は、今度は非構造部材で、これはいっぱいあるはずですよ。ちょっとしたひさしとかというようなものだと思うんですけど、少しずつ改修はされていくことになると思うんですけど、まず大事なのは、ここは危ないんですよっていうことを校内の先生方や子供たちが知っているということが一番大事なのかなと。例えば地震があったときには、その周りには行かないようにとか、避難経路から回避できてるようにとかというような、そういう校内でここは危ないですよというようなことを周知するような工夫みたいなものをされているん

でしょうか。

渡辺施設課長： すみません、小・中学校の状況はちょっと分からないんですけども、例えば高校でございまして、耐震点検100%、対策も100%しておりますけども、例えば壁などでコンクリート片が落下しそうだというところについては、対策が取れるまではカラーコーンを用いて、その付近に立ち入らないようにとか、そういうような対策を取っております。

志々田委員： ありがとうございます。カラーコーンか〔何かが〕あれば危ないんだなとは思いますが、年々ですけれど、年に一度ぐらい、校長先生の口から、うちのここの壁は危ないとか、ここのタイルは危ないとか、ここは水が出そうだとかというように、一度言っていたら、安心できるかなというふうに思います。そういう学校安全の習慣づけみたいなものの一つとして、やっぱりきちんと伝えていく、使わないようにするっていう、子供たちにも伝えるみたいなことができればいいなと思いましたので、今後とも周知していただければと思います。

渡辺施設課長： すみません、ちょっと私のほうが説明不足だったと思います。恐らく学校のほうから、校長先生のほうから、職員の先生方に対して、そういった周知はされておるといふふうには思っております。改めて気をつけてまいりたいと思います。ありがとうございます。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 4 令和8年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

篠田教育長： 続きまして、それでは、報告・協議4、令和8年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いします。

松尾義務教育指導課長： 失礼いたします。報告・協議4によりまして、令和8年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

初めに、資料の説明をいたします。1ページがこのたび報告させていただきます、令和8年度の選定審議会の委員の選任方針でございます。

2ページには、参考としまして、過去10年間の委員の構成表をつけております。来年度は、今年度と同様の採択を行う年度でありますので、参考としまして、今年度、令和7年度を網かけとしております。

3、4ページには、選定審議会の設置についての法的根拠等をお示ししております。

5ページには、令和8年度教科用図書採択に係る日程をお示ししております。一番上の枠で囲んでいるところが、本日の教育委員会会議に当たります。

6ページには、令和7年度の広島県教科用図書選定審議会委員をお示ししております。それでは、資料の1ページにお戻りください。来年度の選定審議会の委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

まず、1の「選定審議会の設置目的等」を御覧ください。教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令に基づきまして、毎年度、4月1日から同年8月31日までの期間、教育委員会に設置するものでございます。

次に、2の「選定審議会における重点審議事項」を御覧ください。来年度の選定審議会においては、こちらの2点について御審議いただくこととなります。

来年度は、今年度と同様に、検定済教科用図書についての審議はなく、特別支援学校等で使用します学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書についてのみ、御審議いただきます。これは、小学校用及び中学校用の教科書の採択替えは4年に1回であるのに対し、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる絵本等の一般図書の採択につきましては、毎年行うこととなっているためでございます。

次に、3の「委員の選任に当たっての基本的な考え方」を御覧ください。六つの考え方をお示ししております。こちらにつきましては、昨年度からの変更はございません。

次に、4の「委員の構成」について御説明いたします。委員の区分につきましては、1号委員として、義務教育諸学校の校長及び教員を、2号委員として、教育委員会関係者を、3号委員として、教育に関し学識経験を有する者を任命することとなっております。

こちらの区分につきましては、3ページを御覧ください。上から四つ目の枠、「構成」の欄にお示ししておりますように、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法

律施行令」第9条に基づいております。また、委員の定数につきましては、その下にありますように、「広島県教科用図書選定審議会委員定数条例」により、20人となっております。

1ページにお戻りください。20人の内訳につきましては、下の表にお示ししております。来年度は先ほど申し上げたとおり、今年度と同様に、特別支援学校等で使用する教科用図書についての審議となることから、今年度の委員構成からの変更はございません。

今後、慎重に人選を行いまして、3月の教育委員会会議において、審議会の委員の候補者を提案させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。また、12月のスタートラインに立ったんだというふうに思います。今年は、教科書採択に関して大きな変化はなく、また、審議自体も教科用図書のみということなので、大きく協議をすることはないかもしれませんが、それだけ時間に余裕があるということで、せっかく専門機関の先生たちが集まってきてくださっていますので、忙しい年にはできないような協議であったり、御相談であったり、例えば、教科用図書をゆっくり御覧いただくなど、従来の忙しい年にはできない何かをしていただけると、その専門の先生方に集まってきていただくメリットもあるかなというふうに思いますので、検討していただければというふうに思いました。以上です。

篠田教育長： 他に御意見等はございますでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議5 令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について

篠田教育長： それでは、続きまして、報告・協議5、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について、沖本豊かな心と身体育成課長、説明をお願いします。

沖本豊かな心と身体育成課長： 報告・協議5によりまして、令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について、御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。初めに、「1 調査結果の公表について」でございます。

スポーツ庁が全国の国・公・私立学校の小学校第5学年及び中学校第2学年の全児童生徒を対象に、令和7年4月から令和7年7月に実施した「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果が12月22日に公表されたことを受けまして、本県児童生徒の令和7年度広島県児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を取りまとめたものでございます。

「2 調査内容」は、資料にお示しをしておりますとおり、実技、8種目の調査と質問紙調査を行ったものでございます。

「3 調査結果とその要因」を御覧ください。(1) 実技調査でございますが、広島県の体力合計点の県平均値については、小学校男子、中学校女子については、広島県の比較で昨年度を上回ったものの、小学校、中学校の男女とも全国平均を下回っております。

続いて、2ページを御覧ください。(2) 質問紙調査でございますが、「運動やスポーツをすることは好き」と回答した児童生徒の割合は、小学校、中学校の男女とも全国平均値を上回っております。

(3) 体力合計点が全国平均値を下回った要因でございます。

1点目に、学校の体育以外の運動時間の減少が上げられます。運動やスポーツの愛好度は高い状態を維持しているものの、授業が楽しいと感じる児童生徒の割合が低下傾向にあり、必ずしも日常の運動時間の確保にまではつながっておらず、より体力向上の意義や必要性の理解が進むような指導の改善を行っていく必要があると考えてございます。

2点目に、スマートフォンなどに触れる、いわゆるスクリーンタイムが3時間以上の割合、これが高いことが上げられます。国の調査報告書では、1週間の総運動時間が短い児童生徒ほど、スクリーンタイムが長い傾向があるとされる中、本県の小学校は、約4割程度で3時間以上は全国と同程度、中学校は約5割程度で、全国より高い結果とな

っており、改善を図っていく必要があると考えております。

「4 体力向上に向けた今後の取組」でございます。

1点目に、日常的な運動時間確保のための体育科・保健体育科の授業改善でございます。初任者研修等の指定研修などにおいて、児童生徒が日常生活でも楽しみながら自発的に行える運動について、効果的に授業に取り入れられるよう、具体的・実践的な事例を基にした研修を行い、体づくり運動領域に重点を置いた授業の充実を図ってまいります。

2点目に、体力向上に向けた学校における組織的な対応の推進でございます。管理職研修を実施をし、各学校において作成をしている体育に関する指導改善計画について、改めて全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた見直しを図るとともに、体育指導推進リーダーを中心とした組織的な取組を推進するよう指導していきたいと考えております。

3点目に、家庭との連携でございます。スクリーンタイムの短縮を含めた生活習慣の見直しや体力向上の意義、日常生活における運動時間の確保について、保護者等へ啓発リーフレットを作成し、家庭等への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

5以降につきましては、体力合計点等の年次推移をお示しをしておりますので、また、御覧をいただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございます。毎年、こういうふうにご報告をいただくんですけども、児童生徒が、去年の数字と同じ児童生徒でないで、一概によくなった、悪くなったという判断ができないと思うんですけども、もし資料をお持ちでしたらお聞きしたいのは、中学校第2学年の生徒が、小学校5年生のときに、例えば全国平均を上回っていたのか、下回っていたのか、その後、体力テストの合計点を上げるためにいろいろ努力をされている中で、この数字が、この中学校第2学年が小5のときよりも体力が上がったと判断するのか、もしくは下がったと判断するのかというところを教えてください。

沖本豊かな心と身体育成課長： すみません、中学校2年生、男子、女子ともに小学校5年生の時点では全国平均を上回っているという結果でございます。これまで運動好きを増やして、その結果、子供たちが運動を行って、その結果、体力が上回るようにという形で取り組んできたわけですけども、今回の結果を見ますと、やはり運動は好きな状況は全国よりも上回っている状況は続いているんですが、それが実際に体を動かす、その行動にまで至ってないという状況が見えてきております。この点をどう実際の体を動かすというところにつなげていくか、それに取り組んでいかないといけないというふうに思っております。

細川委員： ありがとうございます。2ページの(3)の1番目の丸のところ、学校の体育以外の運動時間の減少が下回った要因と考えられますよということなんですけども、この中には、いわゆるクラブ加入者、クラブとかスポーツ少年団とか、そういうことで学校の体育以外に運動しておりますね、彼らは。そういう者は含まれると考えられるんですが、それともこれ、外されてるんですか。

沖本豊かな心と身体育成課長： おっしゃるとおり、地域のスポーツクラブの加入で、そこで運動する時間もこの運動時間の調査には含まれております。体育の授業以外で体を動かす時間を見て、それが減少しているということでございます。部活動の時間も含まれます。

細川委員： ありがとうございます。クラブに加入している者は、一定の目標とか何かありまして、それで頑張っていると思うんですけども、クラブ未加入者の生徒については、児童もかもしれません、どういうふうに運動時間を増やしていけばよいのかというのは、私個人的に思うのは、目標、目的を持たせる、自分はどういうことで運動をしようと思うんだという、その動機づけみたいなものがないと、どうしてもスクリーンタイムのほうにいつってしまうんじゃないかなと思うんですよね。その辺のところの御指導が、各学校、各教員の方にしっかり県教育委員会のほうから浸透して、仮にクラブ活動をしてなくても、スポーツ少年団に入らなくても、何らかの運動を毎日できるよってというようなものがあればなというふうに思うんですけども、そういうような取組については、今後はどういうふうに御指導されるつもりでしょうか。

沖本豊かな心と身体育成課長： 体力というものにつきましては、健康維持のほか、意欲、気力といった精神面の充実にも大きく関わっているものだと、生きる力の重要な要素であるというふうに考えております。その辺りの体力の向上の意義といったものも、授業の中でも子供たちに伝えなければいけませんし、その動機づけというお話がありましたけれども、その辺りも何か

授業の中の工夫で、こういうスポーツ、競技にも関心を持ってもらおうとか、何か授業の中で工夫ができないかといったことは、我々も考えていけないというふうに思っております。

まず、我々、取り組むこととしては、教職員に向けた研修ということを考えておりますけれども、児童生徒が日常生活も楽しみながら自発的に行える運動について、このたび効果的に授業に取り入れられるように、具体的、実践的な事例というものを紹介しながら、授業の充実を図っていきたいというふうに考えております。

また、先ほども申し上げたところでございますけれども、各学校が自校の生徒の状況を踏まえて、どういうふうに改善をしていくか、体力向上していくか、そういった計画を各学校ではつくっています。それを今回の結果を踏まえて、しっかり各学校単位で見直していくといったことが必要であろうと思います。その見直しに当たっては、やっぱり管理職がしっかりとその意識を持っていただくということが必要だと考えておりました。これまで校長等に対するこの体力、運動能力の向上に関する研修というものを直接的に当方が行っているわけではございませんでしたけれども、そういったことを今回の結果を受けて、我々やっていきたいというふうに思っているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。私、もう何年も前にスポーツインストラクターの方から、運動習慣をつけるコツっていうのをお聞きしたときに、三つ教えていただきました。一つは、先ほど申し上げた目標、目的を持つです。例えば速く走りたいならば、そのように目標、目的を設定すると。それから、二つ目は、時間を決めるんだそうです。例えば月、水、金は必ずすると。何か用事が来ても、断ってまでも、いや、今日はもう運動日ですからというような時を決めなさい。三番目は、ちょっと学校でも重要かもしれませんが、仲間をつくるんだそうです。一人じゃボシャるっていうんですよね、インストラクターの方も。やっぱり友達と一緒にやりなさいというようなところをおっしゃったので、この3点も併せて御指導いただきながら、運動を子供が少しでも関わって、新体力テストの合計点が上がる、上がらないにかかわらず、運動好きになっていただければなというところを思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

篠田教育長： ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

中村委員： 運動、スポーツすることは好きという割合は高いのに、体力、運動能力のスコアは低いということなんですけど、その要因分析をしていただけてますけど、体力向上の意義とか重要性とかっていうのが響くのは、我々中高年であって、小学生や中学生がそこまで、そういう目的でやるのかなというところとちょっと違うような気がします。この要因のところには正に書いてあるんですけど、これまでの授業改善の取組により、愛好度は高い状態を維持しているということ、これまでの授業改善というのは根拠がおりだろと思うんですけど、問題なのは、授業が楽しいと感じる児童生徒の割合は低下傾向にあるということなので、ちょっと言葉尻を捉えるようなんですけど、ここでまず、体育の授業が楽しいと思ってもらえないと、なかなかその後には続きがないのじゃないかなというふうに、これを読むとですね。さっきも言いましたけれども、じゃあ、そのためには体力向上の意義や必要性の理解が進むような指導、これはこれで必要だと思うんですけど、こればかりだと小学生や中学生には響きにくいのかなと。やっぱり運動は楽しいねと、ああ、バスケットボールってやったことなかったけど、授業で教えてもらってやってみたら楽しいねとか、そういうことではなからうかというふうに、すみません、言葉尻だけを捉えて言うようで恐縮なんですけど、ちょっとやっぱりまずは体力、学校体育の時間で運動の楽しさを感じられるようにということじゃないかなというふうに思いました。以上です。

沖本豊かな心と身体育成課長： ありがとうございます。運動時間が減少していることにつきましては、様々な要因、影響していると考えられます。運動好きというふうに回答しているものの、例えばタブレットなどのICTの普及、熱中症対策、外遊びができる環境の制限などの外的要因に加えて、スマートフォンでゲームをすることのほうが楽しいといった内的な要因により、日常生活において自主的に運動を行うまでには至っていないということが考えられます。

また、授業に関わる部分ですけれども、学校質問紙で学校に聞いている項目に、体力向上に係る授業改善の先生方の意識、それから、研究授業や授業研究の実施率、そういったことも聞いてございます。この実施率が、小・中学校ともに低い状況が結果として見えております。

その点からも、自ら子供たちが積極的に運動に取り組もうと思えるような授業の工夫、授業改善といったところに、今後、努めていく、特に力を入れてやっていかなければい

けないというふうに考えております。その内容については、また、我々もどういうやり方が効果的かといったことも十分検討した上で、学校のほうにも研修等で周知をしたいというふうに考えております。

中村委員： 専門家の方がいろいろと考えていただくんで、そのとおりなんだろうと思いますけど、必ずしも競技的なものばかりじゃなくても、鬼ごっこの延長みたいなことでも体力というのはいつていくだろうなというふうに思いました。すみません、以上です。

篠田教育長： ほかにいかがでしょうか。

河田委員： この3ページのグラフを初めて見せていただいたんですけど、平成30年ぐらいまでは広島県は小学校5年も中学校2年も男子も女子も、かなり全国的に見てよかったのに、急激に下がってきておるんですけど、皆さんも過去でお話はされとるんだと思いますけど、これ、何で急に下がったとかがもし分かっているのであれば教えていただいて、何かその下がった要因が今も続いているのであれば、何かそこが対策になるんじゃないかなと思ったので、質問をさせていただきます。

沖本豊かな心と身体育成課長： これも様々な要因があるとは思いますが、運動する子供とそうでない子供、二極化傾向が見られるという中で、本県ではまず、運動好きを増やし、その結果として体力を向上させる取組といったことを、平成29年度、学習指導要領が改訂されて、それを受けて、まず、運動好きを増やそうと。ただただ体育の授業で体力をつけるための運動ということではなく、運動好きを増やす、楽しいということを子供たちに感じさせる、体を動かす、そういったことをメインにやっております。

その結果、運動が好きと回答する児童生徒が増えたんですけども、そこがちょっと我々、本県、弱かった部分で、運動好きから実際の体育以外での運動行動に結びつける、その部分までの、先ほどもありました動機づけとか、そういった部分がつながっていなかったということがありますので、今後、授業改善、そういった子供たち、授業外での活動、実際の行動に移せるような取組というのを我々はちょっと検討していきたいというふうには思います。すみません、ちょっと御回答になってないかもしれませんが。

河田委員： であれば、先ほどの中村委員が言われたようなことが、ここからずっと継続して続いているという、そんな理解でよろしいでしょうかね。

沖本豊かな心と身体育成課長： すみません、もう1点、原因として上げられるのが、申し上げましたけど、スクリーンタイムというところ、パソコンの普及によって画面を見る、学習以外でパソコンを使ったり、スマホを使ったり、ゲームをしたり、そういうスクリーンタイムが本県、増えているという状況がございます。

この点については、学校教育だけでは、この生活習慣の部分でございますので、必ずしも学校だけで担えない部分もあります。そういったことで、今回の結果を保護者の皆様にも周知をさせていただき、家庭でのスマホの扱い、そういったことも含めて家庭でも話合いの場を持っていただくなど、そういった生活習慣にもちょっとアプローチをしていかなければいけないというふうに考えています。

河田委員： 2ページの(3)の要因に、結局、そこに集約されるということで、対応よろしくお願いたします。

中村委員： 今の河田委員の御質問のところの、このグラフは3ページの新型コロナの影響で運動の機会が減ったというのが大きいのかなと理解をしてたんですけど、そういう影響も結構あるんじゃないですか。

沖本豊かな心と身体育成課長： これは全国的な状況でもありますけど、平成30年度をピークとして、その後のコロナの発生を契機に数値が下がってきて、現状でも全国的にもコロナ前の状況、体力の得点までには戻っていないという状況は、おっしゃるとおりという状況でございます。

小田原委員： すみません、今に関連してなんですけど、全国の平均見ると、コロナが明けて徐々に回復傾向にあるように読めるところ、広島はその回復力が弱いように見えていて、それはやっぱりスクリーンタイムに集約されるんですかね、その原因というのは。

沖本豊かな心と身体育成課長： 同じような答弁を繰り返し、大変恐縮なんですけども、スクリーンタイムのこともございます。また、あわせて、体育の授業以外で体を動かそうと、実際にそういう行動に移すっていう部分が、本県、弱い部分があるといったところで、その動機づけになるような授業、体育の授業をきっかけとして、体を動かそうと、それ以外の部分でも動かそう、そういったところを我々、どういった内容で授業改善をしていくか、その辺りは引き続き、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思っています。

小田原委員： ありがとうございます。今日は体育なんですけど、読書のときもスクリーンタイムが

長いという問題は必ず出てきていて、結局、対策としては家庭との連携で保護者を啓発しますというところで落ち着いていることが何か多いかなと思うんです。今のところ、まだ、それが結果として出ていないというところを、どう捉えるのかなというのはちょっと思いました。以上です。

篠田教育長： ほかにいかがですか。よろしいですか。

委員各位からありましたけども、運動時間が増えるように、そこはかなり密接に絡んでおりますのでスクリーンタイムの関係、それから、授業から、やっぱり自分もやってみたいというふうに思うようなところ、つながりを是非つくってもらいたいと思いますし、また、外的要因でいうとコロナと、それから、あれですね、平成30年は、豪雨の影響もあったように聞いておりますけども、そういったところの外的要因はさておき、小田原委員が言われたように、全国が回復傾向にありますので、その状況なんかも見ながら授業改善、それから、体を動かす時間の確保につながるような形での取組をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

(14:23)

【非公開案件】

第1号議案 令和7年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について

令和7年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 教職員人事について

県立学校教諭の信用失墜行為に係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 広島県文化財保護審議会委員の任命について

広島県文化財保護審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報第1号－4 令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につ

いて（個人情報に関する部分）

令和7年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

報第2号 教職員人事について

教職員人事について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

報告・協議2 教職員人事について

教職員人事について協議した。

(15:43)